

令和4年（ワ）第891号 国家賠償請求事件

原告 ラトナヤケ・リヤナゲ・ワヨミ・ニサンサラ・ラトナヤケ 外2名

被告 国

5

## 原告ら第10準備書面 医療不提供の違法

2023年9月22日

名古屋地方裁判所民事第10部合議口B係 御中

10

原告ら訴訟代理人弁護士 川口直也



原告らは、下記のとおり、被告の令和5年6月14日付け第6準備書面（以下「被告第6準備書面」という。）に対して反論する。

15

記

## 目 次

	第1 はじめに .....	6
	第2 「名古屋入管の診療室の看護師及び名古屋入管看守勤務者らの対応について」に対する反論（被告第6準備書面8頁以下） .....	8
5	1 「収容施設内における医療に関する制約について」（同8頁）に対する反論 .....	8
	(1) 収容施設内における医療に制約がありうるとの主張について .....	8
	(2) 患者の自己決定権がある程度制約されるとの主張について .....	10
10	2 「令和3年2月22日までのウィシュマ氏の体調について」に対する反論（被告第6準備書面8～9頁） .....	11
	(1) 2月15日の尿検査結果を無視した対応であること .....	11
	(2) 求釈明 .....	12
	3 「看守勤務者らの対応について」に対する反論（被告第6準備書面9頁～11頁） .....	12
15	4 「乙第36号証の映像について」に対する反論（被告第6準備書面11頁以下） .....	16
	(1) 被告の主張に対する反論 .....	16
	ア 令和3年2月22日9時50分から同日10時2分のビデオ映像（乙第36号証の1、甲第83号証の2）について .....	16
20	イ 令和3年2月23日19時17分から19時39分までのビデオ映像（乙第36号証の2及び同号証の3、甲84号証の2）について .....	21
	ウ 令和3年2月24日4時16分から4時35分までのビデオ映像（乙第36号証の4、甲第84号証の3）について .....	26
25	エ ㊦令和3年2月24日7時8分から7時12分まで、㊧7時15分から7時25分まで、㊨7時45分から7時48分までのビデオ映像に	

	ついて（乙第36号証の5、甲第84号証の3） .....	27
	オ 令和3年2月25日7時34分から7時54分までのビデオ映像に ついて（乙第36号証の6、甲第85号証の2） .....	29
5	カ 令和3年2月26日5時14分から5時36分までのビデオ映像に ついて（乙第36号証の7及び同号証の8、甲第83号証の3） .....	31
	キ 令和3年2月27日7時25分から7時38分までのビデオ映像に ついて（乙第36号証の9、甲第84号証の4） .....	32
	ク 令和3年2月28日7時40分から7時49分までのビデオ映像に ついて（乙第36号証の10、甲第84号証の5） .....	33
10	ケ 令和3年3月1日7時45分から7時56分までのビデオ映像につ いて（乙第36号証の11、甲第84号証の6） .....	34
	コ 令和3年3月2日7時57分から8時7分までのビデオ映像につ いて（乙第36号証の11、甲第83号証の4） .....	34
	サ 令和3年3月2日8時30分から8時32分までのビデオ映像につ いて（乙第36号証の11、甲第83号証の4） .....	35
15	シ 令和3年3月2日18時45分から18時47分までのビデオ映像 について（乙第36号証の11、甲第83号証の4） .....	35
	ス 令和3年3月3日15時19分から15時24分までのビデオ映像 について（乙第36号証の11、甲第83号証の5） .....	36
20	セ 令和3年3月3日18時19分から18時36分までのビデオ映像 について（乙第36号証の12、甲第83号証の5） .....	36
	ソ 令和3年3月3日19時00分から19時2分までのビデオ映像に ついて（乙第36号証の12、甲第83号証の5） .....	38
	タ 令和3年3月3日19時30分から19時34分までのビデオ映像 について（乙第36号証の13、甲第83号証の5） .....	38
25		

	チ 令和3年3月4日7時00分から7時5分までのビデオ映像について（乙第36号証の13、甲第83号証の6） .....	38
	ツ 令和3年3月4日8時2分から8時25分までのビデオ映像について（乙だ36号証の14及び同号証の15、甲第83号証の6） .....	39
5	テ 令和3年3月4日13時00分から13時2分までのビデオ映像について（乙第36号証の16、甲第84号証の7） .....	39
	ト 令和3年3月4日13時5分から13時21分までのビデオ映像について（乙第36号証の16、甲第84号証の5） .....	39
	ナ 令和3年3月4日13時35分から13時42分までのビデオ映像について（乙第36号証の17、甲第84号証の5及び同号証の7） .....	40
10	ニ 令和3年3月4日17時2分から17時5分までのビデオ映像について（乙第36号証の17、甲第84号証の7） .....	42
	ヌ 令和3年3月4日17時11分から17時16分までのビデオ映像について（乙第36号証の17、甲第83号証の6） .....	43
15	ネ 令和3年3月4日21時35分から21時40分までのビデオ映像について（乙第36号証の17、甲第84号証の7） .....	43
	ノ 令和3年3月5日7時52分から7時55分までのビデオ映像について（乙第36号証の18、甲第83号証の7） .....	44
20	ハ 令和3年3月5日9時18分から9時23分までのビデオ映像について（乙第36号証の18、甲第83号証の7） .....	45
	ヒ 令和3年3月5日10時41分から10時44分までのビデオ映像について（乙第36号証の18、甲第83号証の7） .....	45
	フ 令和3年3月5日14時31分から14時44分までのビデオ映像について（乙第36号証の19、甲第84号証の8） .....	46
25		

へ 令和3年3月5日14時50分から14時53分までのビデオ映像  
について（乙第36号証の19、甲第84号証の8） ..... 47

ホ 令和3年3月5日18時4分から18時6分までのビデオ映像につ  
いて（乙第36号証の19、甲第83号証の7） ..... 47

5 マ 令和3年3月6日8時12分から8時14分までのビデオ映像につ  
いて（乙第36号証の20、甲第83号証の8） ..... 48

ミ 令和3年3月6日14時7分から14時12分までのビデオ映像に  
ついて（乙第36号証の20、甲第83号証の8） ..... 48

(2) 小括 ..... 49

## 第1 はじめに

被告は、被告第6準備書面において、原告ら第7準備書面第5及び第6に対して反論を試みている（被告は、原告ら第7準備書面の第5に反論するとしているが、内容を見ると第6に対する反論も含まれている。）。

5 被告は、被告第6準備書面の冒頭で「原告らの主張は、本件における争点の一つである医療不提供の違法行為との関係性が判然としないもの、収容施設内における医療に関する制約や庁内内科等医、中京病院消化器内科の医師及び庁内整形外科医によるウィシュマ氏に対する診療の結果等の事情を踏まえることなく、乙第36号証の映像の一部のみを切り取って、  
10 原告ら独自の解釈を加えて摘示するもの、乙第36号証の映像の内容を恣意的に評価するもの、乙第36号証の映像に記録された事実と異なるものなどであって、原告らの主張には理由がない」と主張する（同7頁）。

残念ながら、被告の上記主張は原告らの主張とはかみ合っていない。その主要な原因は、原告らと被告において、問題とするところが異なるからである。被告は、「令和3年2月22日までのウィシュマ氏の体調について」（同8頁）において、種々の検査結果や医師による診療の結果について触れ、ウィシュマさんの体調不良の原因や器質的疾患が見当たらなかったとしている。にもかかわらず、なぜか2月15日になされた2回目の尿検査結果については一切触れようとしない。

20 しかし、これまで繰り返し原告らが主張してきたとおり、2月15日の尿検査結果のケトン体3+、ウロビリノーゲン3+、蛋白質3+という数値は明白な異常値であり、極度の栄養不足状態にあったこと、肝機能障害や腎機能障害も疑われる状態にあったことを示しており（原告ら第7準備書面22～25頁）、また、被告作成の最終報告書においてすら、「ケトン  
25 体3+」という結果が出ていることは、生体が飢餓状態（必要な栄養が摂

取できておらず、体調の維持が困難になっている状態)にあることを示唆している」と記載されている(甲4の1・32頁、原告ら第3準備書面19～24頁)。

5 問題は、即座に血液検査を実施して、ウィシュマさんの体調の危機的状態に対して、医師の治療方針が明確に定められる必要があったところ、その後医師の指示に基づく医療行為がなされたかどうかである。

原告らの主張は、1月頃からの摂食不良・体調不良を放置し、2月15日には尿から上記検査結果が顕出される状態に至らしめたにもかかわらず、この2月15日の尿検査結果に対する医師の指示が何らなされておらず、2月22日から3月6日までの映像は、必要な治療行為が何らなされなかつたため必然的にウィシュマさんの体調がますます衰弱し、死亡に至ったというものである。被告の主張の眼目は、収容所という制限された医療の中で、看守勤務者等はウィシュマさんの世話を力をつくしたというものであるが、仮に、もしも入管職員が心からウィシュマさんの世話をしようとしていたとしても、何らウィシュマさんの救命には結びついておらず、ウィシュマさんが死に至ることを防ぐことはできなかった(しかも、後述するように、実際には、入管職員によるウィシュマさんの処遇においては虐待というべき点が多々存する。)

15 被告は、2月15日の尿検査結果に対して新美医師がどのような把握をしてどのような指示をしたか明確に述べるべきである。新美医師は外部医師ではなく、名古屋入管の職員であったから、ウィシュマさんについて適正な治療方針を出す義務を負っていた。その義務違反の責任は被告が負うべきものである。

25 以上の点からすると、被告の冒頭の主張は的外れなものであることが明らかである。問題の核心を隠そうとするからの外れになるのである。

5 なお、被告は、入管施設内においては医療が制約を受けることを当然の如く主張している（被告第6準備書面8頁）。しかし、名古屋入管内の診療室も医療法に基づく「診療所」であり（医療法1条の5第2項、甲99）、医業を行う施設である以上その内容は良質かつ適切なものでなければならぬ（同1条の4第1項）。もし、同診療室において適切な医療を提供できないのであれば、その確保のために、外部病院に連れていきそれを受けられるようにするか、患者が自分で適切な医療を受けられる状態に置くことを義務づけられている。被告のこの主張は誤りである。

10 第2 「名古屋入管の診療室の看護師及び名古屋入管看守勤務者らの対応について」に対する反論（被告第6準備書面8頁以下）

1 「収容施設内における医療に関する制約について」（同8頁）に対する反論

(1) 収容施設内における医療に制約がありうるとの主張について

15 被告は、収容施設内における医療は、当該収容施設の性格、設備等を含めた医療環境の特性等による制約があり得る、と主張する。しかし、被告の主張は、あえて論点をずらそうとしているものである。

20 まず、収容施設内における医療に制約があり得るとしても、被収容者の生命・健康が害された場合、当該制約を根拠に被告が免責されることはあり得ない。その理由は、原告ら第3準備書面7～12頁記載のとおりである。

25 次に、「収容施設内における医療」が「被収容者となった者に対する医療」のごく一部に過ぎないという事実を指摘しないまま、その「収容施設内における医療についての制約」を論じることは無意味である。論じようとする事自体が誤っている。



被収容者となった者に対する医療のうち、「収容施設内における医療」はその一構成要素に過ぎない。「施設からの外部搬送先医療機関での医療」（施設側で被収容者を連れて行くこともあれば救急搬送することもある）も当然重要な構成要素を占める。当時の名古屋入管のように点滴の設備さえないと被告が主張する施設であればなおのこと、体調を崩した被収容者に対する治療について、「施設からの外部搬送先医療機関での医療」が重視されるべきは当然のことである。もとより、収容（身体拘束）自体が例外的に許される措置であるため、医療も、個々人が、原則として収容されることなく、それぞれの判断で、各自の選択する医療機関に受診することが原則であるべきところ、収容されている状態で、「収容施設内における医療」でも、「施設からの外部搬送先医療機関での医療」でも対処できない場合、その施設は、被収容者を施設の外に解放して、その者の判断で治療を受けさせるべきである。

「当該収容施設の性格、設備等を含めた医療環境の特性等による制約があり得る」（被告第6準備書面8頁）と被告が強調するたびに、「施設からの外部搬送先（ここでは「救急搬送」に限らず通常の連行も「搬送」と表現することとする）医療機関での医療」が被収容者の生命と健康を維持するための構成要素として重要性を増す。そのため、被告が、収容施設内で被収容者の容態の正確な把握を行うと共に、同情報（容態）を「外部搬送先医療機関」に正確に伝達することが必須である。まして、「外部搬送先医療機関」に被収容者の容態につき予断を与えるなど言語道断である。

患者が嘔吐を繰り返すようになり水分・栄養の経口摂取ができなくなっていること、2月15日の尿検査の結果でケトン体3+など飢餓状態を示す数値が出ていること、同日以降は字すらうまく書けなくなってい

ること、体重が顕著に減少していること、本人が点滴を繰り返し明確に求めていたこと等を「外部搬送先医療機関」に正確に伝えていないのであれば、被告収容施設が被収容者の治療を故意に妨害することに等しい。そして、これが現実起きたことである。

5           そもそも、被告第6準備書面8頁5～6行目の「医療環境の特性等による制約があり得る」との言辞を、生命維持を願って命乞いを続けたウイシュマさんを最も残酷な死に追いやった被告が口にする時、そこに何ら免責がなされるはずもない。被収容者を死なせるほどの医療環境の「制約」は、被収容者処遇規則に反しているのみならず、人間を収容す  
10           る施設に許容される制約を遥かに超えているからである。

(2) 患者の自己決定権がある程度制約されるとの主張について

          被告は、「被収容者については、公権力によりその行動や医療に関する患者の自己決定権がある程度制約されることはやむを得ず、望むとおりの医療行為が必ずされるというものではない」（被告第6準備書面8  
15           頁9～12行目）と主張する。

          しかし、本件においては、一見して明らかな病状を呈している人間を漫然と放置して死に至らしめた行為を問題にしているところ、患者の「自己決定権の制約」に言及する被告の主張は見当違いにも程があると言わざるを得ない。その理由については、原告ら第3準備書面7～12  
20           頁記載のとおりである。

          当然のことであるが、原告らは、ウイシュマさんの収容期間中、ウイシュマさんが指定する病院で医療を受けられるように被告が手配すべきだったと主張しているわけではない（無論、ウイシュマさんの収容自体については別途争っている。）。

25           ただ、ウイシュマさんは、死亡することも望んでいなかったし、飢餓

状態を改善してもらえない状況も望んでいなかったし、点滴を打たれない状況も望んではいなかった。

5 本件にあつては、被告はウィシュマさんのこの限度での望みすらかなえることなく、「33歳で死ぬことではなく生き続けることを望んだ」ウィシュマさんの生物としての当然の欲求すら蹂躪した。「自己決定権がある程度制約され」た(被告第6準備書面8頁)どころの話ではない。

2 「令和3年2月22日までのウィシュマ氏の体調について」に対する反論(被告第6準備書面8～9頁)

10 (1) 2月15日の尿検査結果を無視した対応であること

被告は、2月5日の外部医療機関消化器内科での受診以降、3月4日に外部医療機関精神科で受診させるまで外部医療機関に受診させず、同日に精神科にしか受診させなかった理由を縷々述べているが、いずれも全く説得力がない。何よりも、2月15日の尿検査結果に対して何ら対応しなかった点について、被告は全く触れようとしていない。同検査結果に対して、外部医療機関における「精神科受診」のみで済ませることは全く意味をなさない。

20 その「精神科受診」においてすら、被告は外部医療機関の精神科医師に正確な情報を与えることがなかった。すなわち、2月18日付けの精神科医宛て新美医師作成の診療情報提供書(甲5・38枚目)において、2月15日の尿検査結果が全く言及されていない。「体重も減少」と書いてあるが、その減少の程度・数値については一切言及がない。「食欲不振」とあるが、経口摂取がどの程度困難になっているか、現実的にどの程度の食物・水分を摂取しているかについて一切言及がない。このように、精神科医師は、診療に必要な情報を与えられないまま診療をする

25

ことを余儀なくされた。

また、3月4日付けの新美医師宛て精神科医師作成の診療情報提供書  
(甲5・40枚目)によれば、入管職員が精神科医師に対し、ウィシュ  
マさんの「詐病の可能性」という、事実とは反対の情報を説明されたか  
5 若しくは示唆されたことが明らかである。

(2) 求釈明

被告は、2月15日の尿検査結果に対して新美医師が、①いつ、②ど  
のような方法で把握をして、③どのような評価を下し、④誰にどのよう  
な指示をしたか、明確に述べられたい。前述のとおり、新美医師は外部  
10 医師ではなく、名古屋入管の職員であったから、ウィシュマさんにつ  
いて適正な治療方針を出す義務を負っていた。その義務違反の責任は被告  
が負うべきものである。

3 「看守勤務者らの対応について」に対する反論(被告第6準備書面9頁  
15 ～11頁)

被告は、入国警備官の責務について被収容者処遇規則14条を引用しつ  
つ、「看守勤務者らは、被収容者の対応に当たってはその権利に配慮する  
ことはもちろん、その心情の安定に資するよう、節度を保ちつつも、その  
10 心情に寄り添った対応をする必要があるが、一方で、(略)被収容者の要  
望全てに応じることが困難な場合もあるところ、収容施設という性質を考  
慮すれば、そのような対応もやむを得ないものである」、と主張する(被  
告第6準備書面9頁14～22行目)。

しかし、当該主張もまた、収容施設の抱えていた決定的な問題から意図  
的に議論をずらそうとするものである。

25 まず、本件において、被収容者処遇規則14条が遵守されていればウイ

シユマさんが亡くなることはなかった。現実には、被収容者の動静に必要な最低限の注意を払わなかった結果、最悪の死亡事件を発生させてしまったのである。この点の具体的な主張は、原告ら第7準備書面第5以下及び  
5 本書面第2の4以下記載のとおりである（しかし、記載できた事実は、被告が開示した一部の動画から看取できたものだけである。）。

次に、原告らは、入管職員らがウィシユマさんの日常的な要望に応える義務があったのに、その義務を怠ったことを問題にしているのではない。医療を必要とする被収容者に対して適切な医療を提供しなかった義務違反行為を問題にしているのである。ウィシユマさんの容態は一見して介護  
10 および看護が必要であったにもかかわらず、そして、ウィシユマさん自身が繰り返し生命維持のための措置を求めたにもかかわらず、それを放置した。食べても吐いてしまう、飲んでも吐いてしまう、身体も動かない極限的な体調異常の中、すぐに病院に運んでほしい、点滴をして下さいと、繰り返し生命維持のための意味ある対応を求めるウィシユマさんの人間として最低限の「要望」（命乞い）にさえ対応しなかった看守勤務者らの姿勢は、生命維持義務違反を構成することはもとより、ウィシユマさんの権利にも心情にも、かけらも寄り添うところが全くなかった。  
15

仮に、個々の入管職員らがウィシユマさんの要望にできる限り一生懸命対応したとしても（実際のところ、上述のとおり、対応していないのであるが）、死亡結果を回避するための措置は何ら取られなかった。その点が問題の本質であるにもかかわらず、あえて「どれだけ一生懸命対応したか」という主張を縷々述べる被告の姿勢は極めて奇異である。  
20

なお、飢餓状態で血を吐いている人間の背中をさする等するばかりですみやかに適切な医療に繋げることもなく、まして「痛みを忘れよ」と指示  
25 することは、医療から隔絶した1000年前の寒村や無人島であるならば

ともかく、現代社会において悪い冗談にもならない酷薄な対応である。その結果、被収容者を苦しめるだけ苦しめて死に追いやっておいて、「被収容者の要望全てに応じることが困難な場合もある」とは、何事か。

5 また、被告は「特に、深夜から早朝にかけての時間帯は、限られた人数の看守勤務者で収容区内の被収容者の対応を行っており（略）、そのような状況下では、対応できる方策は限定される」（被告第6準備書面9頁22行目～10頁5行目）と主張する。しかし、そのような言説は、いかに被告の収容施設が、ウィシュマさんのような病人を収容する能力につき徹底的に欠如していたのかを明らかにするばかりである。

10 まして、ウィシュマさんは、亡くなる30分前まで健康だったのが突然死したわけではない。時間を掛けて衰弱し、体重が落ち、悶え苦しんで血を吐き、ひとりでは身も起こせなくなり、ベッドから落ちても戻れなくなっていったのである。かような病人が、2月（26日）の冷たい床の上に2～3時間も横たわって死の8日前の時間を寒さに震えながら過ごさなければならぬのであれば、その施設に生きた人間を収容する資格はなかったことは、これ以上ないほど明らかである。

20 そして、被告の言うように職員が「誠実に対応」していて被収容者を床の上で凍えさせたのであれば、そのような「誠実さ」は、「努力している」との施設側の自儘な自己満足を増幅させるだけ、人命を死に追いやる速度を速めるばかりである。2月26日午前5時15分過ぎから午前8時前までの間、ウィシュマさんはベッドの下に落ちて床に横たわることを余儀なくされており、同日午前5時26分頃2人の職員が入室して、ウィシュマさんをベッドの上に戻そうとするが果たさずに去った後も、「数回にわたりインターフォンを介するなどして看守職員に寒いなどと申し立てた」  
25 （甲4の2被告作成の報告書別添・37頁）とある。この「数回」が、実

際は3回なのか5回なのか8回なのか10回なのか20回なのか、被告がビデオ映像の全てを未だに開示しないために不明であるが、職員2名がウィシュマさんをベッドの上に戻さずに部屋を離れた後、どんなに少なくとも複数回に亘って、ウィシュマさんは寒さをインターフォン越しに訴えている。健康な者であっても、2月の冷たい床の上に横たわれれば凍えて体力を奪われる。まして、8日後に死に至るウィシュマさんがどれだけ無惨に体力を奪われたかは想像を絶する。

しかも、ウィシュマさんがベッドから転落したのは、この日だけではないものと考えられる。被告作成の報告書別添(甲4の2)35頁によれば、2月25日に「看守勤務者は、A氏の転落に備えてトイレとベッドの間に大量の毛布を敷き詰めた」とある。ウィシュマさんはそれまでもベッドから転落していたか、少なくとも、介護の素人である看守勤務者にすらベッドからの転落が心配される状態だったのである。にもかかわらず、被告はウィシュマさんがベッドから落ちない方策も講じず、ウィシュマさんがベッドから転落した際にこれをすみやかにベッドに戻す用意もせず、ウィシュマさんを入院させることも、ウィシュマさんを仮放免許可することすらもしなかった。文字通り、被告は、ウィシュマさんを冷たい床の上で凍えさせないための現実的な方策を何ら講じなかった。

実際にウィシュマさんの体重は減り、筆跡は顕著に乱れ、脚は身体を支えられなくなり、ベッドから転落しても自力で戻れなくなり、嘔吐や吐血等が続いていたにもかかわらず、何ら適切な対応は取られなかった。まして、2月15日の尿検査は決定的な結果を示していたにもかかわらず、新美医師は何ら適切な対応をとっておらず、外部医療機関ともこの検査数値の共有がなされなかった。

この極限状態の末にウィシュマさんが死を迎えた後までも、なお、看守

勤務者ら・内部医師ら（被告に雇用されている職員）・看護師（被告に雇用されている職員）・被告施設体制の全てが、ウイシュマさんの生命維持のために必須の基本的な対応すら怠ったことを認めない被告の「独自解釈」はあまりにも客観性を欠き、到底、他者を説得し得るものではない。

5

4 「乙第36号証の映像について」に対する反論（被告第6準備書面11頁以下）

(1) 被告の主張に対する反論

ア 令和3年2月22日9時50分から同日10時2分のビデオ映像  
10 （乙第36号証の1、甲第83号証の2）について

(7) 「被告の反論」第1段落（被告第6準備書面11頁19～22行  
目）について

乙第14号証の令和3年2月22日の欄の冒頭には、「2月22  
日（月）受診のために、本人の意思と状況観察のために訪問する」  
15 との記載があるが、看護師の訪問面談目的がこの記載通りであった  
かどうかについては不知であり、さらに、「栄養剤の処方に関する  
本人の意思の確認」が訪問面談目的であったとは、そもそも記載さ  
えされていない。

なお、乙第14号証の同日の欄「主観的情報（S）」として、「私、  
20 食べる気持ちはある。でも、食べられない。寒い。トイレは、いつ  
行ったか分からない。力が出ない。足や手が冷たい。栄養剤？飲  
みたいです。」と書かれているが、たとえば、ウイシュマさんは、「  
栄養剤？飲みたいです。」と発語していない（乙36の1）。また、乙  
第14号証の同日の欄「査定評価（A）」には、「本人に元気になる  
25 ために、栄養剤を飲み気持ちはあるか問うと、『あります。栄養剤？



飲みたい。先生に言うから、教えて』とのこと。」と書かれているが、このウィシュマさんの台詞は全くのフィクションである。ウィシュマさんは「先生に言うから、教えて」等と発話しておらず、このように積極的に会話している様子など全くなく、この記載は、ウィシュマさんの容態の実態とあまりに隔絶しすぎている虚構であり、読む者にウィシュマさんの容態を誤解させる効果しか持たない。

実際には、この場面は、看護師がウィシュマさんに言葉を教え込んで、医師に「栄養剤ほしい」と言わせようとしているだけであり、ウィシュマさん自身は「栄養剤？飲みたい」とも「先生に言うから、教えて」とも発言していない。むしろ、水分の嚥下については、「飲む難しい」「何も飲めない」「自分で飲むもできない」と繰り返し嚥下ができない・飲めないと訴えているのであり、拒絶は当然してないものの、経口の栄養剤を積極的に欲しているわけですらない。このように、乙第14号証自体が実際にあったことをそのまま書いている書面では全くない点は事実として確認しておくこととする。実際のウィシュマさんの容態は、この書面（乙14）に記載されているイメージよりもずっと悪い。

(イ) 「被告の反論」第2段落（同11頁23行目～12頁12行目）について

看護師との対話の中で、ウィシュマさんは、嘔吐してしまうため、食べたいけど食べることができない、飲みたいけど飲むことができない旨を繰り返し述べている。

問題は、「食べたい」「飲みたい」との本人の意欲が存在しているにもかかわらず、経口摂取ができないというウィシュマさんの訴え掛けに対して看護師が一度も適切な対応をしようとしな

にある。被告はこの極めて重要な事実から目を逸らそうとし続けているため、事実に対して適正な評価ができずにいる。

5 まず、ウィシュマさんが「寒い」と訴えても、看護師は、ウィシュマさんの身体を温める術を講じることなく「そりゃそうだ。だって食べんから。そうやろ。そう思わない？食べないと元気出えへん。体も。」と、あたかもウィシュマさんが寒さに苦しんでいることさえ、ウィシュマさんの「自己責任だ」と言わんばかりの発言をする。

10 そして、ウィシュマさんが「あの、飲む難しい。全部、外いく。」と、飲んでも吐いてしまう旨を訴えても、「せやけどね、やっぱりちょっと頑張ってやらんとな。食べることは。そうやろ」と応じ(ウィシュマさんは「飲む」ことについて話している箇所にも看護師が「食べる」ことについて応答するなど、会話そのものが厳密には噛み合っていない箇所ではある)、看護師は飢餓に苦しむ者に「頑張れ」の精神論・根性論を展開し始めるのである。

15 「んー。悪いけどね、ね。食べるのは頑張らないかな」「んー。食べるのは頑張らないかん」「若いのに、こんなあんた、な。うん。あかんよ、元気出さな、な。」これらは、看護師の発言であるが、食べても飲んでも吐いてしまうと懸命に訴える患者に対して(しかも飢餓状態の患者に対して)「頑張れ」とは、あり得ない言葉である。

20 怒鳴るばかりが「虐待」ではない。表面上は優しい語調であっても、飢餓への対処をせず餓死への一本道を用意するアドバイスは、虐待そのものである。

25 また、乙第36号証の1の映像によれば、ウィシュマさんは、「私、昨日、バナナ食べた」と言った後に「全部行った」と発語している。この「全部行った」がどのような意味かは分からないところ(看護

師は聞き流しており、確認していない)、同じ会話の中で「見て。昨日バナナ食べた」「私、いろいろ買物やって食べる。1個も食べるできない。お金終わるだけ」とウィシュマさんは述べている。つまり、バナナを購入したが、結局、口にしても摂取することができなくてお金が無駄になっただけなのだと説明しているのである。そして、食べる意欲はある上に、食べ物を自費購入までして口にはするものの、嘔吐してしまっただけなのだと説明しているところである。「摂食に前向きな意欲や姿勢を示している」等と前向きな評価を与えて済ましていら

5

10

なお、(甲4の2被告作成の報告書別添・29頁)によれば、2月22日のウィシュマさんの摂食状況及び水分摂取状況は、「A氏は、引き続き官給食については3食とも食わず、自費購入のリンゴを自分でかじって食べた。また、看守勤務者から手交されたOS-1を

15

20

飲んだ(500ミリリットル入りペットボトル2本を手交)ほか、自費購入の炭酸飲料水等を飲んだ」とある。バナナについては全く言及されていないばかりか、OS-1と清涼飲料水についても、この記載からは、それぞれひと口飲んで吐いたのか、そうでないのかも分からない。そして、1日に仮にOS-1と清涼飲料水を1本ずつ飲んだとしても、栄養摂取として全く何も足りないことは素人にすら明らかである。

(ウ) 「被告の反論」第3段落(同12頁13~21行目)について

乙第36号証の1の映像によれば、ウィシュマさんは、会話の中で、OS-1について、「飲んでない」「私、言ったでしょ。飲む難しい」「何も飲めない」「自分で飲むもできない」と繰り返し訴えて

25

いるにもかかわらず、看護師はその点を看過してOS-1の摂取を重ねて促すという奇怪な発言を繰り返し、さらに新たに栄養剤の経口摂取を提案するに至っている。ウィシュマさんは、看護師に言われるまま、抵抗する気力もない様子で、医師診療時に「栄養剤ほしい」と求めることを応諾させられているが、積極的に経口栄養剤を求めているわけでは全くないことが映像に現れている会話のやり取りの内容から明らかである。

5

(エ) 「被告の反論」第4段落(同12頁22~23行目)について

看護師は、水分と食物の経口摂取が困難であると繰り返し訴えるウィシュマさんの容態改善への対処を全く行っていない。ウィシュマさんの体重低下、2月15日の尿検査結果、自分ではベッドから起き上がることすら困難になっている状態などの客観的な数値や現実を目の当たりにしながらなお、ウィシュマさんの経口摂取不可との訴えを無視したことを「医療提供拒否そのもの」と評価しない被告は、現実から目を背け、ウィシュマさん死亡の責任から目を逸らし、ウィシュマさんを死に導いた当時の名古屋入管の対応を是とするものに相違なく、被告によるウィシュマさんのビデオ解釈の手法は被告以外の何者にも理解されようのない独自解釈そのものである。

10

15

20

看護師の発言のうち「食べるといいんだけどなー。吐いてもいいからさ。」「全部は出えへんから、ちょっとだけ、ね、胃に残るから」という看護師の発言箇所については、被告もその存在を認めているが、水分および栄養(食物)の経口摂取の不可を繰り返し訴える患者に対して、嘔吐することを前提に、嘔吐しても若干は胃の中に少量残るから取り敢えず食べるとの指示内容は、医療関係者はもちろ

25

ん一般人であってもあり得ない恐るべき指示であり、これ以上ない暴論そのものである。ウイシュマさんは自らが命を落とす危険に晒されていることを理解して懸命の訴えかけを続けたが、かように非常識極まりない指示を繰り返し受け、極度の悲嘆と絶望感に襲われたことは間違いない。そして、その環境に置かれたまま一途に死に向かわされたものであり、この対応を虐待と呼ばないことは困難である。

イ 令和3年2月23日19時17分から19時39分までのビデオ映像（乙第36号証の2及び同号証の3、甲84号証の2）について

(ア) (ア) について（被告第6準備書面13頁1～17行目）

看守勤務者らは、少なくとも、目の前で激しい痛苦に苛まれ続けるウイシュマさんを適切な治療に繋げる対処を何ら行っていない。

ウイシュマさんの心情は「今日ちょっと私、病院持って行って、お願い」「病院に持って行って、お願い。お願いします」「アネー、私、病院に持って行ってください」であり、「息もできない」という深刻な訴え掛けであり、「アネー、病院の点滴をお願い」（乙36の3、9分2～4秒付近で、ウイシュマさんは「点滴」と日本語で発語している）等であるが、職員たちは、ウイシュマさんのこれらの心情若しくは嘆願に全く寄り添うことなく、ボスに伝えると言っただけである。

バイタルチェックを実施したといっても、バイタルチェックは治療ではない。職員らは、ウイシュマさんの吐血を含む大量嘔吐を眼前にしながら、また、ウイシュマさんの「息もできない」「長い時間寝てない」という深刻な訴えに接しながら、何らの対処もしていない。

(イ) (イ) について (同 13 頁 18 行目～14 頁 18 行目)

被告は「ウィシュマ氏のバイタルチェックを行ってその数値に異常がないことを確認している」と主張するが、バイタルチェックを  
5 5  
ただけで、激的な苦痛と嘔吐に苛まれ、死を眼前に脅えている患者に対処したことにできるのであれば、その施設に人間を身体拘束する資格はない。

苦痛を訴え、吐血を含む大量嘔吐をし、病院への搬送を求め、点滴を  
10 10  
求めるウィシュマさんへの対応として、根拠なく漫然と「死なないよ」と声掛けし(実際はこの日の 11 日後に亡くなっている)、「死んでほしくない」と無責任に自己都合を押し付けるばかりの看守勤務者らの所業は、言われている当事者にしてみれば、それが優しい口調であろうが、怖い口調であろうが、ウィシュマさんの体調を一切踏まえない絶望的な(患者の)心情無視であり、懇願の無視であり、医療放置である。

15 15  
「痛みを想起する発言を繰り返すウィシュマ氏に対して、思考の矛先を変え、痛みを紛らわせようとするための発言」と被告の評価する「痛いこと以外のほかのこと考えようか」とは、厳に激しく嘔吐し、強い苦痛に苦しんでいる患者に対して「過酷」という言葉を通り越した残酷な声掛けであることは、被告以外の全ての者の即座に理解し得るところである。通常人の常識的な見解から言っても、  
20 20  
他のことを考えることで現実にある痛苦が紛らわせられるはずもなく、それを真剣にウィシュマさんに求めたのであれば、それは、「心頭滅却すれば火もまた涼し」と嘯く、歴史に何人も現れない僧並みの精神力をウィシュマさんに求めていることと同義であり、非  
25 25  
現実的な指示であり、職員自身が抱く、ウィシュマさんの訴えから

逃れたいとの無責任な心情を投影している発言に過ぎない。かように、被告によるビデオ映像及び同映像中の発言への評価は極めて恣意的かつ特異であり、現実世界に適合的ではない。

(ウ) (ウ) について (同 14 頁 19 行目～15 頁 11 行目)

5 実際は目の前で吐血を含む大量嘔吐をして、息ができない、眠ることもできないと訴え、即刻の病院搬送と「点滴」を求めるウイシユマさんに対して、ボスに伝えるけれどもいつ病院に搬送できるかは分からないと応じる職員たちの言葉は、ウイシユマさんを「なだめていた」のではなく、激しく苦悶し哀願するウイシユマさんを見捨

10 捨てているとしか表現しようがない。

ウイシユマさんの体重低下、ベッドから自分で立ち上がれないほどの深刻な身体状態、2月15日の尿検査結果が象徴する極度の衰弱ぶり、そして眼前の吐血を含む大量嘔吐のいずれからも、職員の対応が不合理かつ不適切の極みであったことは明らかであり、もつ

15 て、ウイシユマさんの命は11日後に途絶えたのであった。

(エ) (エ) について (同 15 頁 12 行目～16 頁 12 行目)

ウイシユマさんはビデオ映像の中で、実際に「点滴」と発語して、直接的に点滴を求めている (乙 36 の 3、映像開始から 9 分 2～4 秒付近など)。

20 英語の「セーライン」(saline)に「生理食塩水」という意味があることはそのとおりであり、生理食塩水が、しばしば点滴に用いられる液体であることもまた、明らかである (甲 100)。さらに、ウイシユマさんは、「セーライン」を求めたばかりでなく、日本語で「アネー、病院の点滴をお願い」(乙 36 の 3、映像開始から 9 分

25 2～4 秒付近)と、病院での「点滴」を日本語で明確に求めている。

5 ウィシュマさんの発語したこの「点滴」という言葉は誰にでも分かる明瞭な内容であり、看守責任者は、故意にこれを黙殺したのであれば、重大な過失をもって患者の訴えを聞き逃していることになる。また、乙第36号証の3、映像開始から11分12秒頃にも「たたき」ではなく、「点滴」と発語しているのであり、「点滴」の「て」が若干不明瞭ではあるものの、「セーライン…てんてき」と職員に訴えているのである。これも、職員たちは聴き取り、理解して然るべきであるところ、ウィシュマさんのボディランゲージも相俟って、ウィシュマさんが点滴を求めていることを理解することは容易である。

10 乙第36号証の3、映像開始から9分以降、ウィシュマさんはこのように発語している。

8 : 57 - 9 : 02頃 ウィシュマさん「アネー、病院のてんて（き）」

(上記のウィシュマさんの言葉と一部重なるように

15 職員が「わかった、ちょっと、ぶつけないように」と発言)

次の下線を引いた言葉は、職員の言葉と重なっていない。

9 : 02 - 04頃 ウィシュマさん「アネー、病院の点滴をお願い」

一拍、沈黙が訪れる。

9 : 05 - 06頃 職員「ふーん」

20 9 : 06 - 08頃 ウィシュマさん「アネー、プリーズ、担当さん」

9 : 08頃～ 職員「1回、1回、分かった…ちょ、ちょっと1回分かった（分かった）。1回、大きく息吸って。」

ウィシュマさん「うん？」

職員「1回、大きく息吸って、大きく息吐き出そう」

25 ウィシュマさんによる「アネー、病院の点滴をお願い」という言



葉は、日本語の発語として極めて明確であり、一拍置いて職員が、「ふーん」と応じていることから、職員は確実にウイシュマさんが日本語で「病院の点滴お願い」と哀願した内容を聞き取っていることが分かる。このように映像を確認すれば、ウイシュマさんの日本語での点滴嘆願を、職員が重過失で聞き逃したということでもなく、職員が故意に黙殺したと理解せざるを得ないことが映像自体から明らかである。職員は、ウイシュマさんが「アネー、病院の点滴をお願い」と明確に発語した後、一拍置いて「ふーん」と応じ、なおも続けて「アネー、プリーズ、担当さん」と哀願するウイシュマさんの言葉の直後に、少し慌てたように、若しくは声を詰まらせ気味に、口調としては空々しくウイシュマさんの嘆願をかき消すように、ウイシュマさんに深呼吸をするよう大きな声で指示し続けたのである。

この会話のやり取りからすると、看守勤務者にとって、「点滴」は上司から選択肢に入れないように予め指示されていたか、少なくとも許可がおりておらず、あるいは、許可がおりない可能性が高かったため、この職員たちも、義務教育を終えて社会人として働く通常人として、常識的にウイシュマさんに必要なものが点滴だと分かりながら、ウイシュマさんの点滴を求める嘆願を黙殺するしかない心理状態に追い詰められていた危険性が高い。

この点、甲第84号証の2の該当箇所では、下線を引いた決定的なウイシュマさんの言葉「アネー、病院の点滴をお願い」が全く別の言葉に置き換わって書かれており、その周囲にも、はっきり聞き取れる言葉が聴き取り困難として省略されるという処理がなされている。すなわち、甲第84号証の2の30枚目（28と左上に数

字が打たれているページ) 15行目以降は、明らかな誤記が存在するため、改めて映像と照合して内容が訂正されるべきであり、また、少なくともイヤホンをすればはっきり聞き取れるのに聞き取れないかのように黒い丸印が付された箇所が、上述のとおり加筆されるべきである。なお、タイムカウンタ(時刻表示)については、甲第84号証の2では、実際の時刻で打たれている模様であり、この書面の上述の引用箇所では、映像の開始から何分という形で打たれているため、ずれて見えるが、その点は、甲第84号証の2の時刻表示が正確であるならば、齟齬はない。

5

10

いずれにしても、事実として、映像を見れば、ウィシュマさんは病院での点滴を明確に日本語で求めており、職員はこのウィシュマさんの言葉をはっきりと聞いている。そして、職員はウィシュマさんのこの嘆願を聞き流した。映像を確認すれば、この事実につき、職員は、ウィシュマさんの点滴を求める嘆願を故意に黙殺したと解するほかない。

15

ウ 令和3年2月24日4時16分から4時35分までのビデオ映像(乙第36号証の4、甲第84号証の3)について

(7) 第2段落(被告第6準備書面16頁22行目~17頁4行目)について

20

乙第36号証の4の10分程度の映像をぜひとも、再度見直していただきたい。ウィシュマさんの苦しみ方は尋常ではない。ウィシュマさんは、口と鼻付近に吐物が上がってきている模様であり、横を向くこともできず、乙第36号証の4の最初のフォルダの映像開始から1:55-57の辺りでは「息難しかった」と呼吸困難を訴えている。そして、嘔吐が続くのである。吐き出される前の嘔吐物

25

が気道を塞ぐなどした場合、人間には窒息死の現実的な危険があるため、6分間の放置が生命の危機を招くことは十分にあり得る。

被告は、名古屋入管において、生命の危険に晒さない状態で対応できない容態の患者たるウイシュマさんを漫然と収容し続けていたものであり、もって、ウイシュマさんに苦痛の限りを味あわせた上、これを死に至らしめた。

(イ) 第3段落（同17頁5～12行目）について

呼吸困難を訴え、繰り返し嘔吐し、特に乙第36号証の4の最初のフォルダの映像開始後3:30頃から10分でその映像が終わるまで「あぶぶぶぶぶ」と尋常でない様子で呻きながら嘔吐も断続的に続き、終始激しく苦しみ続けている（激烈な苦痛の持続は次のフォルダでも引き続き認められる）患者が目の前にいて、鼻をかませたり、背中をさするということで済ませる対処が「適切」だと考えている被告に、生きた人間を収容させる資格はない。その理由は、収容された者の生命が失われるからである。映像からは臭気を感じることはできない。しかし、ウイシュマさんが、酷い臭気の中、嘔吐を続け、死に続く苦痛に呻き続け、「何ら治療に繋げる努力」を与えられなかったことの悲惨さから誰も目を背けるべきではない。

そして、仮に一時的に発作が軽くなったとしても、次の発作を防ぐ治療に繋げなければならないという姿勢が、職員らにも被告にも、過去（ウイシュマさんの収容当時）も、現在もないことは極めて深刻な問題である。更に、乙第36号証の4の2つ目のフォルダにおける映像開始から8:01頃以降、ウイシュマさんは腹痛も訴えているが、その腹痛も適切な治療に繋げられることがなかった。

エ ㊦令和3年2月24日7時8分から7時12分まで、㊧7時15分

から7時25分まで、㊦7時45分から7時48分までのビデオ映像について（乙第36号証の5、甲第84号証の3）

(7) (ア) について（被告第6準備書面17頁16行目から18頁6行目）

5 被告の主張を前提としても、看守勤務者が直ちに居室に来た事実がないことは明らかである。

限られた人員や勤務体制等の制約があり、即座に十分な医療措置を果たす体制が存しなかったことを認めるのであれば、そもそも収容を継続すべきではなかったことは、前述のとおりである。

10 (イ) (イ) について（同18頁7～23行目）

看守勤務者らが主観的に善処しようとしたのだとしても、介護の素人であったため実際には適切に解決ができず、結果、ウィシュマさんは本来不要であるはずの深刻な痛苦を受けたのである。

(ウ) (ウ) について（同18頁24行目～19頁17行目）

15 被告は、看守勤務者らが「今は摂食することが難しいものの、時間が経過すれば摂食するかもしれないと考え」と主張するが、そもそもウィシュマさんは前日も看守勤務者や他の被収容者の介助なしには摂食できなかったのであるから、かゆ等を配膳しただけでは時間が経っても摂食できないことは看守勤務者も認識していたはずである。

原告が問題としているのは、吐き気を訴える者に対して適切な対応を行ったか否かではなく、看守勤務者らが、ウィシュマさんが食べても吐いてしまうことを認識していたのであれば「それ以上の対応」、すなわち点滴等の対応をすべきであったという点である。

25 (エ) 求釈明

甲第4号証の2の33～34頁には、ウィシュマさんが2月24日の午前1時台にバイタルチェックを希望した際、「看守勤務者に対し、病院に連れて行ってほしいこと、採尿及び点滴をしてほしいことを申し出たが、これに対し、看守勤務者は、A氏が病院に行きたいと希望していることは把握している、医師に話しておくなどと答えた。午前3時台にも、A氏は、看守勤務者に対し、なぜ自分だけ病院に行けないのかと不満を述べた。看守勤務者は、病院に行くことが決まったら知らせる旨を答えた。A氏は、これらのほかにも体調不良を訴えて（日中以外では、午前4時台にも体調不良を訴えた。）バイタルチェックを希望し、看守勤務者がバイタルチェックを行ったが、各数値に異常は見当たらなかった」との記載が存する。

甲第4号証の2においてこれらの事実が正確に記載されているか確認するため、また、ウィシュマさんがどのように依頼し、看守勤務者らがどのように応答したかを確認するためには、上記時間帯のビデオ映像の追加開示が必須であるので、被告において任意に開示されたい（なお、全ビデオ映像の開示が相当であることは、これまで述べたとおりである。）。

オ 令和3年2月25日7時34分から7時54分までのビデオ映像について（乙第36号証の6、甲第85号証の2）

(ア) (イ) について（被告第6準備書面20頁6～11行目）

原告らの主張の趣旨は、当時、ウィシュマさんの下半身が動かなかったために毛布すら自身に掛けられない状況にあったことにあり、この箇所では看守勤務者らの看護体制の不備を問うてはいない。

(イ) (ウ) について（同20頁12～25行目）

被告も看守勤務者がウィシュマさんの希望に沿わない対応をしたことは認めたとうえで、その対応は限られた人員や勤務体制等の制約上やむを得なかったと主張するようであるが、そのような体制下で収容を継続すべきではなかったことは、前述のとおりである。

5 (ウ) (エ) について (同 20 頁 26 行目～21 頁 18 行目)

看守勤務者らが主観的にウィシュマさんに少しでも栄養となるようにと考えていたのだとしても、客観的にはウィシュマさんは飢餓状態にあったのだから、毎食、主におかゆを数口だけ食べたこと  
10 をもって「御飯食べてるからねちょっとずつよくなるよ。」と述べた事実は、客観的には、栄養状態について楽観視していたと評価するのが相当である。

(エ) 求釈明

甲第 4 号証の 2 の 35 頁によれば、ウィシュマさんは、2 月 25 日の午後零時台、午後 6 時台及び午後 9 時台に処方薬を服用する際  
15 の意思確認において、「看守勤務者が、A 氏に対し、「ドクターが飲んでねと言った薬」などと説明したのに対し、繰り返し「ドクター」と聞き返した」とされている。

また、同日午前 3 時台、「A 氏は、看守勤務者 1 名の介助を受けてトイレに移動しようとしたが、その途中で看守勤務者と共に前の  
20 めりに倒れた。また、A 氏は、それまでは自力でベッド上の位置移動をしていたが、この日はそれができないことがあり、看守勤務者に位置の移動を指示し、看守勤務者が、毛布上に乗った A 氏を毛布ごと動かして移動させることがあった。」との記載がある。

前者については、服薬についてウィシュマさんが真に理解して承諾していたのか、後者については、ウィシュマさんの下半身が動か  
25

ない点も含めたその時点の体調や、看護体制の不十分性が伺われる  
事実であるから、上記時間帯のビデオ映像の追加開示により確認す  
ることが必須であるので、被告において任意に開示されたい(なお、  
全ビデオ映像の開示が相当であることは、これまで述べたとおりで  
ある。)

5

カ 令和3年2月26日5時14分から5時36分までのビデオ映像  
について(乙第36号証の7及び同号証の8、甲第83号証の3)

(7) (イ) について

限られた人員や勤務体制等の制約があり、即座に十分な医療措置  
を果たす体制が存しなかったことを認めるのであれば、そもそも収  
容を継続すべきではなかったことは、前述のとおりである。

10

ここで問題とすべきは、下半身を全く動かせないか否かではなく、  
自ら動くことが不自由か否かであるから、原告らはその意味でウイ  
シユマさんは下半身を動かせない状況にあると主張したのである。  
そして、被告もウイシユマさんが自ら動くことが不自由であったこ  
とは認めているものである。

15

ウイシユマさんが「床寒い」と訴えている以上、最善の対応はベ  
ッドに戻すこと以外あり得ず、看守勤務者らの不十分な対応にウイ  
シユマさんがあきらめて床で寝る旨を申し出たことをもって、放置  
ではなく「配慮を払った上で退出した」等と主張するのは、自らの  
体制の不備をウイシユマさんのあきらめに転嫁する主張というほ  
かない。ここでも被告は看守勤務者らの主観的な「善処」をもって、  
客観的な過誤が免責されるとの主張を展開しているが、責任を阻却  
する主張とはなっていない。

20

25

(イ) 求釈明

甲第4号証の2の37頁には、看守勤務者らがウイシュマさんに毛布を掛けて退出した後も、「A氏は、数回にわたりインターフォンを介するなどして看守勤務者に寒いなどと申し立てたが、看守勤務者は、入室はできない、もうしばらく待ってほしい旨返答した。」との記載がある。

すなわち、被告の「配慮を払った上で退出した」との主張と矛盾する事実が記載されているのであって、上記時間帯のビデオ映像の追加開示により確認することが必須であるので、被告において任意に開示されたい（なお、全ビデオ映像の開示が相当であることは、これまで述べたとおりである。）。

令和3年2月27日7時25分から7時38分までのビデオ映像について（乙第36号証の9、甲第84号証の4）

ビデオ映像にはウイシュマさんが、かゆの水分やお茶を求める様子が映っている（乙36の9）。

被告はウイシュマさんが春巻、ポテトサラダ及びみかんを摂食したと主張するが、水分しか摂れない状態の患者が春巻等を食べ、吐き気を催すことなく消化できたというのは甚だ疑問である。仮に一旦口に入れば、その後吐き出しても「食べた」という評価を行っているとするれば、摂食状況の評価はまさしくウイシュマさんの栄養補給状況を楽観視するものである。仮に一旦食べ物を飲み込んだとしても、「何度か吐き気を訴え、嘔吐することがあった」のであり（甲4の2・38頁）、摂食後に嘔吐していれば当然栄養補給はできていない。被告は嘔吐することなく摂食したと反論するのであれば、同日のビデオ映像をすべて開示の上で証拠に基づいて主張すべきである。

また、ウイシュマさんはバイタルチェックを複数回希望したが、午



後4時台の血圧が最高83ミリメートル・エイチ・ジー、最低46ミリメートル・エイチ・ジーと低く、午前7時台や午後4時台には測定できず、測定をやり直したことがあった(甲4の2・38~39頁)。  
5 血圧の測定ができなかった理由や血圧が下がっていることへの対処がどのようになされたかについては不明である。

さらに、ウイシュマさんは午前7時台に「点滴だけお願い」などと言ったが、看守勤務者2名が別方向を向いて作業をしており回答しなかった(同39頁)。点滴の要望が聞こえたのか否か、ウイシュマさんがその他に何を発言したかについては不明である。

10 春巻、ポテトサラダ及びみかんを摂食したとする部分や嘔吐の回数や程度がわかる部分、血圧が測定できなかった部分、点滴を求めた部分を含む、上記時間帯のビデオ映像の追加開示により、これらの事実を確認することが必須であるので、被告において任意に開示されたい(なお、全ビデオ映像の開示が相当であることは、これまで述べたと  
15 おりである。)

ク 令和3年2月28日7時40分から7時49分までのビデオ映像について(乙第36号証の10、甲第84号証の5)

ウイシュマさんが「御飯食べたい」と訴えているにもかかわらず、職員は、「座れないんだったらちょっと食べるできないじゃん。で、  
20 もうちょっと座れたら呼んで」と言って食事を中断した(乙36の10、甲84の5・12)。

被告は、職員がジュースを手渡し、OS-1を飲む希望があるかを確認した上で退室しているから一方的な中断ではないと主張する。

25 しかし、ジュースを手渡し、OS-1を飲む希望があるかを確認したからといって、食事を中断したことに変わりはない。

そもそも、座って食事を摂ることが難しくなっている状況に対して「それはサンダマリさんが頑張るしかないよ」「自分で我慢だよ」「座れたら呼んで」（甲84の5・10～12）と言うだけで、座れないという事実への危機感が全くない。

5            ウィシュマさんが自力で座れないことで食べられないことを認識していたのであれば、自力で座ることをウィシュマさんに求めるのではなく、座らない状態での栄養補給、すなわち、点滴等の処置を要請すべきであった。

ケ 令和3年3月1日7時45分から7時56分までのビデオ映像について（乙第36号証の11、甲第84号証の6）

10

かゆを口に入れてすぐにえずいたことは事実であり、その後えずくことなくかゆを食べたからといってかかる事実は変わらない。

また、そもそもかゆを3分の2程度摂食したからといって栄養が足りていたとは到底いえず、極度の栄養不足状態にあることに変わりはない。

15

コ 令和3年3月2日7時57分から8時7分までのビデオ映像について（乙第36号証の11、甲第83号証の4）

20

被告は、ウィシュマさんが職員に対して要望を伝えたことや、砂糖を入れたかゆを少量摂食したことをもって衰弱が進んでいたことが明らかといえないなどと主張する。

しかし、名古屋入管においてウィシュマさんの「体調が悪化し、官給食をほとんど摂食せず、かつ、トイレ、入浴、面会のための移動の際、看守勤務者が数人がかりでウィシュマさんを抱えて移動させるなどの介助を頻繁に行う必要があった」ことが報告されていた（甲4の1・60頁）。

25

すなわち、2月末頃から3月2日頃、ウィシュマさんの体調が悪化し、官給食をほとんど摂食できず、トイレや入浴、面会においても介助が必要になるほどの衰弱した状態になっていることは、少なくとも処遇部門首席入国警備官や警備監理官、次長等の間で認識されていた。

5           したがって、ウィシュマさんの衰弱が進んでいたことが明らかといえない旨の被告の主張は、2月末頃から3月2日頃の名古屋入管での警備監理官や次長等の認識と矛盾するものである。仮に、食事をほとんど摂取できず自力歩行もできなくなっている状態を前提としても衰弱が進んでいることが明らかといえないと主張するのであれば、被告がいう「衰弱」の意味を明らかにされたい。

10           なお、被告は二口しかかゆを摂取できなかったとは直ちにいけないなどと主張するが、開示済みのビデオ映像からは不明であるから、被告において任意に開示されたい（なお、全ビデオ映像の開示が相当であることは、これまで述べたとおりである。）。

15           サ 令和3年3月2日8時30分から8時32分までのビデオ映像について（乙第36号証の11、甲第83号証の4）

          被告主張のやりとりがあったからといって、食事の介助をせずに退室したことに変わりはない。そもそも、被告の主張はウィシュマさんが衰弱していつていることへの反論になっていない。

20           シ 令和3年3月2日18時45分から18時47分までのビデオ映像について（乙第36号証の11、甲第83号証の4）

          被告は、ウィシュマさんの体重が同年代の日本人女性の平均値よりも体重が重かったことや、ウィシュマさんが「我慢して」と言われた後に声を上げず、痛がる様子を見せなかったことを指摘する。

25                    しかし、ウィシュマさんが脱力し、体に力が入らない様子であった

ことに変わりはない。職員らは、ウィシュマさんが体の向きを変える  
ことすらできない状態にあったことを認識しながら、介護の知識もな  
いため力任せにウィシュマさんを動かし、結果としてウィシュマさん  
に苦痛を与えていたのである。職員らがすべきであったのは「重たい」  
5 ことを我慢することでもなく、ウィシュマさんに声を上げることを我  
慢させることでもなく、名古屋入管での収容の継続が不可能であるこ  
とを上申することであった。

ス 令和3年3月3日15時19分から15時24分までのビデオ映  
像について（乙第36号証の11、甲第83号証の5）

10 被告はウィシュマさんと職員らとの間で、会話のやり取りを重ねて  
いた状況があった旨を指摘するが、かかる指摘が原告らの主張との関  
係でいかなる意味を持つのかは不明である。会話のやり取りがある程  
度あったからといって、ウィシュマさんが衰弱していたことに変わり  
はない。

15 なお、被告のいう「衰弱」が会話のやり取りもできない程度をいう  
のであればその旨主張されたい。

セ 令和3年3月3日18時19分から18時36分までのビデオ映  
像について（乙第36号証の12、甲第83号証の5）

20 被告は、「看守勤務者らは、食事の介助を行う際には、衛生面に気  
を配るとともに、ウィシュマ氏の要望に応じ、少量ずつ、『ゆっくり  
ね』との声掛けとともに慎重に摂取させている様子が認められ、食品  
を無理やり飲み込ませるなど拷問と言われるような対応は確認でき  
ないと主張する。

25 しかしながら、原告ら第7準備書面（第5の4（5）オ・40頁）に  
記載した事実関係は、ビデオ映像（乙36の12・一つ目のファイル

[ファイル名：2021.03.03 1819～1829.avi] から確認できる内容である。看守勤務者らが、朗らかにウイシュマさんに語り掛け、ウイシュマさんの希望を聞きながら介助をしていたとしても、「これ捨てたい。」とウイシュマさんが伝えているバナナを、

5 「捨てたいの。ごっくんしよ。」  
「がんばってごっくん。」  
「飲んだ方が良い。バナナお腹に優しいから。」  
「うん。体にいいよ。」  
「せっかくだから食べよう」

10 「いっぱい。」  
「飲み込もう。OS-1で飲むかい。」  
「頑張れ、頑張れ。」  
「じゃあ座ってごっくんしよう。」(甲83の5・17～18)

等と応援するような発言で、嚥下することが困難であると訴えているバナナを飲み込むようプレッシャーをかけることは、ウイシュマさんに無理を強いているということであり、苦しめているということに変わりはない。

また、原告らが主張している点は、看守勤務者らがバナナを「いっぱい噛んだら。ちよつとずつ、ちよつとずつ」(甲83の5・18)などと、噛んで小さくして飲み込ませようとしているが、ウイシュマさんはそれもできず、結局飲み込むことができずに吐き出していることから、ウイシュマさんの噛む力が弱っており、嚥下機能が低下していることが明らかであるということである。そうした点を目の当たりにしているにもかかわらず、看守勤務者らが、執拗に、ウイシュマさんに(口から)摂食させ続けようとしていることが問題である。

ソ 令和3年3月3日19時00分から19時2分までのビデオ映像について（乙第36号証の12、甲第83号証の5）

5 看守勤務者らが食事介助をし、ウィシュマさんが食べ物を口にして  
いる様子はビデオ映像に映されているが、ウィシュマさんは、口に  
したものを飲み込めずにそのまましばらくしてから吐き出す場合もあ  
るので、実際に「摂食」したかは不明である。

10 また、看守勤務者らは、ウィシュマさんに、食料を口にさせること  
のみに注力しており、ウィシュマさんが、食事をとれる体調であるか  
の確認や、ウィシュマさんの口や肌が栄養不足で荒れているという、  
ウィシュマさんの健康状態については全く注意が払われていない。ウ  
ィシュマさんが、少量でも食べ物を口にすればいいというものではな  
い。

タ 令和3年3月3日19時30分から19時34分までのビデオ映像  
について（乙第36号証の13、甲第83号証の5）

15 本件において、看守勤務者らとウィシュマさんの間で意思疎通がで  
きているかのように見え得たか否かはここでの争点ではない（別途必  
要に応じて論じる可能性は留保する。）。ウィシュマさんが、リップク  
リームやリモコンすら、自ら手に取ることができない状態にあったこ  
とを、看守勤務者らが何の疑問もなく受け入れ、対応していることが  
20 問題である。

チ 令和3年3月4日7時00分から7時5分までのビデオ映像につ  
いて（乙第36号証の13、甲第83号証の6）

25 上記タと同様、ウィシュマさんと看守勤務者らとの間で意思疎通が  
できていたかのように見え得ることがここでの争点ではない（別途必  
要に応じて論じる可能性は留保する。）。看守勤務者らが排泄の介護に

手間取って、ウィシュマさんが失禁したのであるから、介護自体が適切に行われていたとはいえない。また、ウィシュマさんの体調として、体に力が入らないという異常な状態にあることは明らかであるにもかかわらず、看守勤務者らは、やはり、何の疑問もなく、体が動かさ

5

ツ 令和3年3月4日8時2分から8時25分までのビデオ映像について（乙だ36号証の14及び同号証の15、甲第83号証の6）

本映像において、ウィシュマさんがピーナッツバターを口にし、吐いたりえづいたりしていないかもしれないが、それは、ウィシュマさんが吐いたりえづいたりするほどのものを口にしていないからか、え

10

看守勤務者らが、ウィシュマさんに薬を飲み込ませることに苦心していたことは明らかであり、このとき、血圧も測定できない状態にあった。そうであるにもかかわらず、看守勤務者らが、「あと30分我慢して。オッケー。」とあって、その状態のウィシュマさんを放置した

15

テ 令和3年3月4日13時00分から13時2分までのビデオ映像について（乙第36号証の16、甲第84号証の7）

被告は、この間のウィシュマさんの動静について、目を覚ましてぐったりしているのか、それとも就寝しているのかなど、はっきりしたことは読み取ることができないと主張する。

20

しかしながら、1分23秒から1分30秒において、ウィシュマさんはうめいており、ウィシュマさんが就寝していたものではないことを示している。

25

ト 令和3年3月4日13時5分から13時21分までのビデオ映像

について（乙第36号証の16、甲第84号証の5）

5 被告は、ウィシュマさんが衰弱していたという原告らの主張に対し、  
ウィシュマさんが、「看守勤務者らに対してご飯を食べる意欲を示し」、  
看守勤務者らが、ピーナッツバターやかゆを食べさせてあげる状況  
が認められ、ウィシュマさんが吐いたりえずいたりする状況は認めら  
れないと主張する。

10 ウィシュマさんが、仮に「ご飯を食べる意思を示し」ていたとして  
も、それは、ウィシュマさんが衰弱している状態であることを否定す  
る事情にはあたらない。ウィシュマさんは、ピーナッツバター1口の  
ほか、かゆを6口程度、口に運んでもらっているだけで、成人女性の  
必要な栄養が摂取できている状態では全くない。

15 ウィシュマさんは、看守勤務者らが衣服を脱がそうとするだけで、  
悲鳴をあげており、これに対して、看守勤務者が「ごめん、ごめん、  
ごめん」「痛いよな。ごめん。ごめんな」（乙36の16、4：48～  
5：04）と声をかけている。

20 また、車いすに動かす時にも、看守勤務者に完全に体を預け、自ら  
姿勢を維持することも全くできていない様子（同6：50～7：00）  
からも、ウィシュマさんの体に力が入っていないことは明らかである。  
看守勤務者らは、このような、深刻な状態のウィシュマさんの横で、  
スプーンを割ったと言って大きな笑い声をたて（同9：00～9：1  
5）、ウィシュマさんに朗らかに声をかけ続けるだけで、ウィシュマ  
さんの衰弱に全く注意を払っていない。

ナ 令和3年3月4日13時35分から13時42分までのビデオ映  
像について（乙第36号証の17、甲第84号証の5及び同号証の7）

25 被告は、看守勤務者は、ウィシュマさんに対して食事介助し、ウィ



シユマさんが砂糖入りのお茶を飲みたいとの要望に応じてお茶を口の中に注いであげたり、ウィシユマさんの要望に応じてお茶に浸したパンを食べさせてあげたりする状況が認められ、この場面において、ウィシユマさんが吐いたりえずいたりする状況は認められない、と主張する。

5

しかし、ウィシユマさんは、当該映像（乙36の17）中において「吐いたりえずいたり」していないだけであり、当該映像の前後において、特に摂食後一定期間ののち、「吐いたりえずいたり」している可能性は排斥できない。また、ウィシユマさんは自ら食べ物を口に運ぶことすらできていないことに加え、当該映像中における摂取量が過少であることに変わりはない（映像の前後で何を食べているのかは把握できない。）。

10

当初、看守勤務者は、紅茶を飲ませるために、すでに体がほぼ思いどおりに動かないウィシユマさんの手にコップを持たせようとした。しかし、ウィシユマさんがコップを口にうまく運べないことから「飲めない」と訴え、看守勤務者が代わりにコップを持ち、ウィシユマさんの口にコップを持っていき、映像上確認できる限りで、一口、紅茶を飲ませた。このように、自らの手でコップを口に持っていけない状態であること自体、異常でしかない。また、ウィシユマさんはパンを摂取したが、それも、看守勤務者がパンをウィシユマさんの口元まで持って行って食べさせている状態である。

15

20

そして、途中で部屋に入ってきた看護師に対し、看守勤務者は、「おかげ多分四分の一と。」「パンを。」「半分。」食べたと報告している。しかし、映像で確認できる限り、ウィシユマさんが摂取したのは砂糖入りの紅茶一口とパン一口だけである。したがって、現在の証拠上、

25

おかゆ4分の一とパンを半分食べたことは確認できない。

5 なお、介護保険制度上での要介護状態とは、「日常生活上の基本的動作についても、自分で行うことが困難であり、何らかの介護を要する状態」と定義されるどころ、「(要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており)、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態」の場合には、要介護認定の中でもっともランクが高い「要介護5」と認定されることになる。映像に映るウィシュマさんは、介護なしに食事をとることも排泄をすることもできず、日常生活を営むことがほぼ不可能であるといえ、まさしく要介護5の状態である。

10 したがって、ウィシュマさんが吐いたりえずいたりしていないからといって、体調が改善しているとも、十分な栄養素を摂取しているとも評価することはできず、逆に、要介護5状態のウィシュマさんを、介護資格を有するわけでもない看守勤務者らがそのまま収容し続けていることの異常さが際立つ。

15 ニ 令和3年3月4日17時2分から17時5分までのビデオ映像について（乙第36号証の17、甲第84号証の7）

20 被告は、看守勤務者がウィシュマさんに対してご飯を食べるかの意向を確認したことに対し、ウィシュマさんが頷いて、ご飯を食べる意思を示していることが認められるから、” さらに衰弱はしていない”、と主張するようである。

25 しかし、同日午前中には、ウィシュマさんは「味濃い。」「少ない。」「シュガーやる。」などの言葉を発していたにもかかわらず、病院から帰ってきた当該映像（乙36の17）中においては、ウィシュマさんは「頷いて、ご飯を食べる意思を示」すことしかできていないのである。

この変化は、ウィシュマさんが衰弱の一途をたどっていることを示す以外の何物でもなく、被告の指摘は全く的外れである。

ヌ 令和3年3月4日17時11分から17時16分までのビデオ映像について（乙第36号証の17、甲第83号証の6）

5 被告は、この場面においても、ウィシュマさんが吐いたりえずいたりする状況は認められない、と主張する。

しかし、17時14分45秒時点で看守勤務者の介助により口に入れたかゆが、同時16分00秒においてもウィシュマさんの口に残っており、ウィシュマさんは、二口目を口に運ぼうとした看守勤務者を「まだいっぱい。」と拒否している。つまり、ウィシュマさんはかゆでさえ飲み込むのに時間がかかるほど、咀嚼力、嚥下力が衰えていた。

10

そして、当該映像（乙36の17）中において、ウィシュマさんがかゆを嚥下できたか確認できるシーンは映っておらず、最終的に、ウィシュマさんが「吐いたりえずいたり」しなかったのかどうかは確認できない。

15

また、本件映像だけであれば、ウィシュマさんは呑み込めたとしてもかゆ一口しか摂食できていないのであり、同日行った掖済会病院において点滴等の栄養補給の処置を受けられていないことを考慮すると、同日の摂取量・摂水量だけとりあげても必要量を下回っていることは明らかである。しかし、看守勤務者らをはじめとする入管職員らには、そのウィシュマさんの摂食状況について危機感を抱き、点滴等の処置を要請する者は誰もいなかった。

20

ネ 令和3年3月4日21時35分から21時40分までのビデオ映像について（乙第36号証の17、甲第84号証の7）

25

被告は、看守勤務者が、ウィシュマさんとやりとりを重ね、意思疎

通ができていたことが認められる、と主張する。

しかし、映像（乙36の17）を確認する限り、ウィシュマさんの首はほぼ自立できていない状態であり、明らかに衰弱した様子を呈している。

5 看守勤務者らは、薬を飲むために、ウィシュマさんの上体をベッドの上で起こし、背中に毛布を入れる形で何とか体を支えさせている。しかし、ウィシュマさんの腰は座らず、首を毛布の上に力なくもたれかけて全体として毛布によって支えられている状態である。そのため、21時37分17秒の段階で、ウィシュマさんはベッドの上から崩れ  
10 落ちそうになり、「危ない。」と声を上げるに至っている。

したがって、ウィシュマさんの全身に力が入っておらず、一見して異常な様子を呈していることが一目瞭然である。

被告が主張する「意思疎通ができている」という状態は、人間として意識がある最低限の状態を指すのであり、「意思疎通ができていた」  
15 ことが、適切な医療措置を提供していたことを何ら基礎づけない。すでに自力で起き上がれず、首にも力が入らない状態のウィシュマさんは、極めて危機的な健康状態にあったというべきである。

ノ 令和3年3月5日7時52分から7時55分までのビデオ映像について（乙第36号証の18、甲第83号証の7）

20 被告は、看守勤務者が「寝られた夜。」などと尋ねたが、しばらくの間、ウィシュマさんから返事がない様子を見て、「うん、まだ眠たいかな。」と発言していることが認められる、と主張する。

被告が、当該事実を適示する趣旨は明らかではないが、とりあえず、ウィシュマさんは、当該映像（乙36の18）中、返事がないか、「あ  
25 ー。」と言うだけで、とても正常な反応はできていない。意思疎通が

図れていたとも言い難い。

前日新たな処方薬を服薬したのであるから、本来は慎重な経過観察が求められていたところ、眠気により意識レベルが低下していると判断した職員はあまりに軽率である。

5 被告が適示した事実は、職員らの医療への知見の低さ、危機感のなさ、ひいては過失を基礎づけるものである。

ハ 令和3年3月5日9時18分から9時23分までのビデオ映像について（乙第36号証の18、甲第83号証の7）

10 被告は、看守勤務者は、ウイシュマさんに対し、「サンダマリさん」と声を掛けたが、ウイシュマさんから返事がない様子を見て、「眠たいのかな、寝ちゃった。」と発言していることが認められる、と主張する。

15 本件についても、なぜ被告が当該事実を適示するのか、その趣旨が不明である。上述したとおり、ウイシュマさんのこれまでの健康状態、そして、処方薬の変化といった事情がある以上、ウイシュマさんの反応がないことに危機感を抱き、慎重に経過を観察する対応をとったうえで、医師に問い合わせるべきであった。

20 また、看守勤務者らはウイシュマさんの体が「熱い」ことに気が付いている。その状態もウイシュマさんの体内で起きている一つのサインである以上、看過すべきではなく医師に確認をすべきであった。

ヒ 令和3年3月5日10時41分から10時44分までのビデオ映像について（乙第36号証の18、甲第83号証の7）

25 被告は、当該場面においても、看守勤務者は、ウイシュマさんに声を掛けるものの、返事がない様子を見て、「寝ちゃわないでよ。起きてよ。」「サンダマリさん起きて。」と発言していることが認められる、

と主張する。

被告による当該場面の適示がいかような意味を持つのか定かではないが、再三述べているとおり、ウィシュマさんの容態の悪化を日々見ている看守勤務者が、眠たいのだと一方的な勘違いをすることが許されるはずがなく、ウィシュマさんの反応できない状態に危機感を持つべきである。

そして、当該映像（乙36の18）中、ウィシュマさんが寝ている格好も、“寝る”経緯も明らかに不自然である。ウィシュマさんは、看守勤務者らの介助をうけて、やっと上半身を起こすものの、背中の毛布が唯一の支えであり、自らの力で状態を持ち上げることはできていない。そして、上体を起こされたものの、首は不自然に右上を向いており、顔が看守勤務者らと正対していない。そのまま、ウィシュマさんは看守勤務者らの「要らない?」「砂糖入れる?」といった呼びかけに突如として反応しなくなった。その異常な経緯を看過して、単に睡眠薬の作用で“寝てしまった”と捉えることはあまりに不適切である。

フ 令和3年3月5日14時31分から14時44分までのビデオ映像について（乙第36号証の19、甲第84号証の8）

被告は、看護師がウィシュマさんの表情確認、リハビリの実施、血圧測定をしていること、看護師とウィシュマさんが意思疎通をできていること、看守勤務者がウィシュマさんの様子を見て、「おーい、起きて。眠いのはわかるけど。」と発言している事実を適示する。

被告による当該事実の適示の趣旨も不明であるが、当該映像（乙36の19）からは、リハビリといってもウィシュマさんが深呼吸をするだけで精一杯の状態であること、看護師としても心臓の動きが速い

ことに気が付いていること、ウィシュマさんの手の拘縮が始まっていること、といった複数の異常所見が見受けられる。

ウィシュマさんをこのまま放置すべきではないということは、通常人の感覚をしても分かり得たことである。

5           へ 令和3年3月5日14時50分から14時53分までのビデオ映像について（乙第36号証の19、甲第84号証の8）

被告は、看護師がウィシュマさんの体温に気を配ったり、足をマッサージしたり、睡眠をとるように助言している事実を適示する。

10           しかし、当該映像（乙36の19）中、ウィシュマさんは「あー。」という悲鳴しか挙げておらず、意味のある発言をしていない。また、看護師として、「体温に気を配ったり」「足をマッサージしたり」「睡眠をとるように助言をする」ことの前提として、ウィシュマさんの食事管理をしたり、排泄管理をしたり、意識の混濁がある原因を解明することを先行させるべきであった。表面的な介護・看護を尽くしていたからとって、ウィシュマさんの生命維持義務を果たしていたとは到底評価しがたい。

15           ホ 令和3年3月5日18時4分から18時6分までのビデオ映像について（乙第36号証の19、甲第83号証の7）

20           被告は、看守責任者がウィシュマさんに、「今日はどう、行く前と比べて」や「仮放免になったら。どこ行くの。」と問いかけたのに対し、ウィシュマさんが「まだ。」「B（第三者）と回答した事実を適示する。

25           しかし、ほとんどの問答の場面で、看守責任者の質問とウィシュマさんの回答はかみ合っていない。ウィシュマさんが「B（第三者）」と発言したのも、その直前の看守責任者の質問を繰り返したただけであ

り、ウィシュマさんの「回答」ではない。ウィシュマさんは、明らかに前日の午前中よりも意思疎通が取れなくなっており、ウィシュマさんの意識レベルが低下していつていることが見て取れる。

マ 令和3年3月6日8時12分から8時14分までのビデオ映像について（乙第36号証の20、甲第83号証の8）

5 被告は、看守勤務者がウィシュマさんに対し、「おはよう。」と声を掛けたが、しばらく反応がなかったことから、「おー、おはよう。おはよう。」と声を掛けたものの、それでもウィシュマさんの反応がないことから、「熟睡だね」と発言していた事実を適示する。

10 被告主張の当該事実も、ウィシュマさんの反応がない時点で何らかの対応をとるべきだったのに放置をした職員の過失を基礎づけることはあれども、職員を免責する事実を示すものではない。

15 当該映像（乙36の20）の中で、看守勤務者の呼びかけに対して、ウィシュマさんが一瞬たりとも反応を示しておらず、明らかに異常事態である。バイタルチェックのうちの一つである、呼びかけに答えるという意識確認もできていない状態なのである。バイタルチェックの方法やその重要性を教わっている看守勤務者にとって、呼びかけに答えないというバイタルサインを見逃すことの責任は重大である。

ミ 令和3年3月6日14時7分から14時12分までのビデオ映像について（乙第36号証の20、甲第83号証の8）

20 被告は、看守勤務者は、ウィシュマさんの居室に入室後、ウィシュマさんに声を掛け、ウィシュマさんの反応がないことが分かると、直ちにインターホンを押して、その指先が冷たいことを他の看守勤務者に対して報告したこと、その後、看守勤務者が、ウィシュマさんの耳元で呼び掛けたり、脈拍を確認しようとしたこと、男性の看守勤務者

25



らが「反応ない。」などと驚いたような口調で言いながら居室に入室し、呼吸があるか確かめたかを女性の看守勤務者に確認したり、「サндаマリ。」と声を掛けるなどしたが、ウィシュマさんが反応を示さなかったこと、という事実を適示する。

5           しかし、ウィシュマさんの反応が全くなくなってから部屋に入ってきたこと自体がすでに遅すぎるのであり、この期に及んで素早く対応をとったところで、生命維持義務を果たしたとは全くいえない。入室時点で、すでにウィシュマさんの生命は回復不能な状態にあり、義務履行の前提を欠くからである。

10           ウィシュマさんの異常状態は何日も前から検出されていたところ、緊急の対応はもっと以前にとるべきであった。

## (2) 小括

被告は、看守勤務者らが、可能な限りウィシュマさんの要望に応じて、誠実に対応していたと主張するが、問題の本質はそこではない。看守勤務者らに求められていたことは、砂糖を入れて欲しいだとか、食べさせて欲しいといったウィシュマさんの要望に応えること以前に、ウィシュマさんの生命維持に必要な措置を尽くすことであり、それこそがウィシュマさんの要望の最たるものであった。医療の必要性を適切に判断し、適切な医療を提供する、もしくは適切な医療機関につなげる必要がある

15           であったのである。上述のとおり、2月22日から3月6日に至るまでの間の監視カメラ映像の一部だけを確認しても、ウィシュマさんの、手足も思うように動かせず、一旦ベッドから落ちれば起き上がれず、嚙下もままならず、呂律も回らず、姿勢も維持できず、首を自立させることもできないという、異常な状態が把握できる。その状態を日常的に見て

20           いた看守勤務者らが、ウィシュマさんの食事や排泄の介護だけを尽くし

25

ていけばウィシュマさんの容態が改善すると考えていたはずはない。もし看守勤務者らが漫然と改善すると考えていたのであれば、それほど一般的な健康状態と医療に関する知見を欠いた職員を擁する入管施設に要介護者を収容する権限などないと言わざるを得ない。

- 5           そもそも、開示された僅かな映像だけでは、その前後の文脈が分からず、ウィシュマさんの摂食・摂水量も排泄量も把握できない。また、被告が主張するウィシュマさんが「(仮に僅かに口に食物や水を入れたとしても、その後に)吐いたりえずいたりしていない」という事実の検証もできないのである(食事をとってから一定時間たった後に吐き戻している可能性も否めない)。被告の主張に正確な反論をするためには、改
- 10           めて、全ての映像の開示が必要である。

以上